「夢をつかめ！ 高校生世代・大学生世代チャレンジ ～これからの君へ～」 助成金
募集要項

1. 目的

高校生世代・大学生世代（以下、高校生等。）が抱く興味・関心、そして夢の実現に向けて、資金や地域とのネットワークを提供し、その活動を積極的に応援します。 本取り組みを通じて、高校生等が地域とのつながりに関心を持つきっかけを創出し、互いに支え合うまちづくりを目指します。 また、高校生等の「やってみたい」「チャレンジしたい」という想いを地域と結びつけることで、身近な地域での福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化を図ります。

2. 応募資格

下記のいずれかに該当する個人またはグループを対象とします。なお、申請者が申請時点で18 歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。

・市内在住または在学（特別支援学校 高等部や通信制高校も含む）の高校生世代
・松阪市内で活動する大学生・専門学生世代（居住地は問わない）

3. 助成対象事業・助成対象外事業

（1）助成対象事業

高校生等が「やってみたい」「チャレンジしたい」と思うことのうち、地域とつながりながら実施できる活動（地域と共に行う活動）を対象とします。

例）商店街と連携し、地元の特産品を活用した商品の開発・販売
地域の活動や魅力を紹介する動画を配信
趣味活動を通じて松阪市内の子どもたちや高齢者と交流

（2）助成対象外活動

①特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする活動
②宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
④反社会的な活動
⑤申請グループが実施主体ではない活動

4. 助成対象活動期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）～令和 9 年 2 月 12 日（金）

5. 助成対象経費

「3.（1）助成対象事業」を実施するためにかかる経費のうち、印刷費、講師謝礼、消耗品費、印刷費、会場費、通信費、交通費等とします。

※ただし、申請者のみの飲食費は助成対象外です。

6. 助成額

最高　50,000 円

※ただし、申請状況等により予算の範囲内で助成額を調整する場合があります

7. 助成金の申請

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下、本会。）ホームページから必要書類をダウンロード、必要項目を入力（一部、自筆）し電子メールに貼付のうえ、送付してください。

（1）　申請書類

① 交付申請書（様式　第１号）

② 事業計画書（様式　第２号）

③ 収支予算書（様式　第３号）

④ 保護者同意書（様式　第４号）

グループで申請する場合は、代表者の保護者同意が必要です。

⑤ グループメンバーリスト（様式　第５号）

グループの場合に限り、提出が必要です。本事業に関する責任者として、代表と副代表（代表の補佐）を決めてください。

⑥ 1分程度のプレゼンテーション動画

自分の言葉でチャレンジへの熱意を語ってください。

（2）申請書類掲載サイト

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　HP（様式ダウンロード）

申請書はこちら

URL：https://matsusakawel.com/download/

（3）申請書送付先

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会　福祉のまちづくり課

Email:chiikifukushi@matsusakawel.com

件名に「高校生世代・大学生世代助成金　応募」と明記

受信できる１通あたりのメールサイズは、100MB です。必要に応じて調整してください。

8. 申請締切

令和８年６月 19 日（金）　17 時

9. 申請書の受理

申請書の受理後、2～3 営業日以内に、電子メールにて本会より受理通知をお送りします。 万が一、期日を過ぎても受理通知が届かない場合は、申請書が何らかの理由により本会に到達していない可能性がありますので、申請者より本会へお問い合わせください。

※書類に不備がある場合は、確認のためご連絡させていただくことがあります。

10. 審査

（1） 審査方法

審 査	審査種目
第１次	書類審査
第２次	公開プレゼンテーション審査

（2） 第２次審査の実施日

第一次審査を通過された方に対する第二次審査は、公開プレゼンテーション形式にて、令和 8 年 7 月 12 日(日)に実施予定です。なお、会場、実施時間等の詳細は、第一次審査通過者に対して別途通知いたします。なお、第1次審査通過者は令和 8 年 7 月 9 日(木)17時までに、第２次審査で使用するプレゼンテーション資料(パワーポイントもしくは PDF)を事前に提出してください。

（3） 審査結果の発表

審 査	審査種目
第１次	令和 8 年 6 月 29 日(月)に電子メールで通知
第２次	公開プレゼンテーション審査後、発表

（4） 審査内容

審 査	審査種目
第１次	申請動機、助成金の必要性、独自性、実現可能性、地域への波及効果、熱意
第２次	上記に加えて、表現力

審査員は本会を代表する者、学識経験者、その他本会会長が適切と認める者とします。

11. 助成金の交付

第 2 次審査通過者(グループ申請の場合は代表者)に対して、決定金額を審査会当日に現金で交付します。

12.助成金の報告

報告書類の提出および合同報告会の参加をもって、助成金の報告とします。

（1）報告書類

①実施報告書（様式　第 6 号）

合同発表会で使用する発表資料に差し替えることも可能ですが、その場合は、報告書に記載すべき内容が資料内にすべて含まれているようにしてください。

②1 品あたり 10,000 円以上の物品を購入する場合は、領収書・レシートなど助成金の活用内容が確認できるものを提出ください。

1 品あたり10,000 円未満の領収書・レシートにつきましては、合同報告会まで各自で保管をお願いします。なお、必要に応じて提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）報告書類の提出

報告書類は令和 9 年 2 月 12 日（金）17時までに電子メールで提出してください。

（3）合同報告会

事業の成果や気づき等を令和 9 年 2 月 21 日（日）合同報告会で発表いただきます。

なお、令和 9 年 2 月 18 日（木）17 時までに、合同報告会で使用するプレゼンテーション資料（パワーポイントもしくは PDF）を事前に提出してください。

13. 助成金の返還及び事業内容の変更

（1）事業計画の変更が生じる場合は、活動実施前に変更届出書（様式 7 号）を提出し、本会の許可を受けてください。

（2）助成を受けた個人またはグループが、災害その他特別な事由による場合を除き、正当な理由なく、次に掲げるいずれかに該当するときは、返還届出書（様式 8 号）の提出とともに、（グループ申請の場合は代表者において）助成金の全額または一部を返還してください。

①助成決定された事業を実施しない、または実施する意思が認められないとき

②助成決定された事業を中止し、完了する見込みがないとき

③助成金を助成決定された事業計画以外に使用したとき

④助成金に残金が発生したとき

14. スケジュール（予定）

内容	日程（令和 8 年度）	参加	備考
応募締切	6 月 19 日（金）	—	17 時まで 電子メールに必要書類等を添付
第 1 次審査	6 月 26 日（金）	—	通過者には、6 月 29 日（月）に電子メールで通知 7 月 9 日（木）17 時までに、第 2 次審査資料を提出
第 2 次審査	7 月 12 日（日）	必須	公開プレゼンテーション審査 審査会内で結果発表
活動期間終了	2 月 12 日（金）	—	

報告書提出締切	2 月 12 日(金)	―	17 時まで 電子メールに必要書類等を添付
合同報告会	2 月 21 日(日)	必須	審査員に事業の成果発表

15. 注意事項

(1)計画支援

申請者が地域とつながりを築けるよう、本会の専門職(地域担当等)が、必要に応じてサポートを行う場合があります。

(2)応募書類及び個人情報等の取り扱い

・応募書類に記載された個人情報は、本事業およびそれに関連した目的の範囲内で使用します。

・助成決定した申請者においては、氏名、事業名、事業概要などを公表する予定です。

(3)その他

・特許権などの知的所有権は申請者に帰属します。また著作権などに関して問題が生じた場合は、申請者の責任になります。

・助成金活用事業の実施にあたり、事故やトラブルが発生した場合は、申請者の責任となります。安全管理や対応体制について、十分な配慮をお願いいたします。

・助成決定された事業について、進捗状況等に関する問い合わせが必要となった場合は、協力をお願いします。

・申請にあたっては、申請者の写真または動画、事業内容が本会の制作する各種広報媒体(ホームページ、広報誌、活動報告書、SNS など)に掲載されることを承諾したものとみなします。

・活動の様子は SNS 等で積極的に発信するよう努めてください。

16. 問い合わせ先

社会福祉法人　松阪市社会福祉協議会　福祉のまちづくり課
〒515-0073　松阪市殿町 1563
電話　0598-23-2941
Email:chiikifukushi@matsusakawel.com